

入札説明書

令和4年12月21日
宮城県総務部広報課

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 案件名
宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載
- (2) 業務の仕様
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和6年3月31日

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（〇 情報処理－1 広告代理に限る。）に登録されている者であること。
- (3) 宮城県から物品調達に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者

4 入札参加資格取得までの手続等に関する事項

- (1) 担当課
宮城県総務部広報課
電話：022-211-2283 電子メールアドレス：kohokh@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- (2) 入札説明書等の交付
入札参加希望者は、以下の担当課のホームページから当該案件の入札説明書、仕様書、申請書様式等をダウンロードするものとし、これにより入札説明書等の交付に代える。
担当課ホームページURL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/>
- (3) 契約条項
別添契約書（案）による。
- (4) 質問事項の受付及び回答
イ 受付方法
仕様書の内容等についての質問は、別紙様式1「宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載業務の質問票」により電子メール又は持参により提出すること。
ロ 受付期限
令和5年1月11日（水）午後5時まで
ハ 回答方法
受付方法の別を問わず、全ての質問及び回答を取りまとめ、(2)の担当課ホームページへ掲載する。
ニ 回答予定日
令和5年1月13日（金）
- (5) 本入札に参加する者は、イからハまでに示す必要書類等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
イ 別紙様式2「入札参加資格確認申請書」
ロ 入札参加資格審査結果通知書用封筒一式
定形郵便物用封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したもの
- (6) 入札に参加しようとする者は、審査に関する資料について説明を求められた場合は、入札に参加しようとする者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (7) 変更等
(5)に示す書類等を提出後に記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式任意）又は変更後の書類等を書面により提出すること。
- (8) 「入札参加資格確認申請書」等提出期限及び提出先
令和5年1月16日（月）午後5時まで 宮城県総務部広報課広報班
- (9) 審査結果
令和5年1月20日（金）付けで、(5)のハの封筒を用い、書面により発送する。
- (10) 失格事項
期限までに(5)の申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (11) 資格喪失
審査の結果、入札の参加資格を受けた者であっても、落札者決定の日までにおいて、2

に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札の参加資格を失うものとする。

5 入札等に関する事項

- (1) 入札書の様式は、別紙様式3「入札書」とする。
- (2) 入札書は、封筒に入れ密封し、押印（裏面割印）の上、その封筒の表面に「入札書」、
「入札者の法人名等」、「開札日」及び「案件名」を記載の上、提出すること。
- (3) 入札書は原則として持参するものとし、やむを得ない場合は郵送によることができる。
郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きすること。入札書は中封筒に入れ密封し、押印（裏面割印）の上、その表面に「入札書」、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「案件名」を記載すること。あわせて、表封筒には、4(9)による入札参加資格審査結果通知（原本）を入れて、入札執行者宛て親展で、配達証明付書留郵便により、4(1)宛て、(5)の郵送による場合の提出期限までに必着のこと。入札書の中封筒に入れず直接外封筒に入れたもの及び配達証明付書留郵便以外の方法により提出された入札書は無効とし、提出期限を過ぎて到達した入札書はいかなる事由があっても受理しないものとする。
- (4) 入札書を持参する場合は、入札書提出前に4(9)による入札参加資格審査結果通知を提示すること。また、代理人が入札書を持参する場合は、別紙様式4「委任状」を提出すること。
なお、代理人は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札書の提出
7(1)の開札会場開場時刻から開札会場閉鎖時刻までの間に、7(2)へ持参し、入札執行者の指示により提出すること。ただし、郵送による場合は、令和5年1月27日（金）午後1時10分までに4(1)に示す場所まで必着のこと。
なお、入札書を提出した者で、開札に立ち会わない者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（宛名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出しなければならない。
- (6) 入札金額
契約金額は、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) その他
 - イ 入札書の提出に当たっては、あらかじめ6の入札保証金を納付するか、又は入札保証金の免除がなされていないなければならない。
 - ロ 一度入札した入札書については、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

6 入札保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年1月27日（金）午後1時30分
（開札会場開場時刻 同日午後1時10分，開札会場閉鎖時刻 同日午後1時20分）
- (2) 場所
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎 5階 総務部会議室

8 開札の方法等

- (1) 開札は，原則として入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）の同席の下に行うものとする。ただし，郵送により入札書を提出した者は必ずしも同席を要しない。
なお，入札者の代理人は，「委任状」を持参するものとする。
- (2) 入札者等は，開札場所に入場しようとするときは，入札執行職員に身分証明書を提示しなければならない。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちにくじを使用して落札者を決定する。
- (4) 開札結果は県政情報センターにおいて閲覧方式で公表する。
- (5) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - イ 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ロ 4(9)による入札参加審査結果通知
 - ハ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
- (6) その他本入札の執行については，地方自治法（昭和22年法律第67号）及び規則の定めるところによる。

9 入札の延期等

開札前において，天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは，開札を延期し，又は入札の執行を取り止めることがある。また，入札者等が不穏な行動をなすなど，入札を公正に執行することができないと認められるときは，入札の執行を延期し，又は取りやめることがある。

なお，これらの場合において入札者等に生じた損害は，入札者等の負担とする。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札はこれを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のしたもの
- (2) 委任状を提出しない代理人のしたもの
- (3) 記名を欠くもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字，脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 入札完了までに，入札者から錯誤等により入札をした旨の申出のあったもの
- (7) 同一の入札について，他人の代理人を兼ね，又は二人以上の代理をした者のしたもの
- (8) 郵送による入札において，提出期限を過ぎて提出されたもの
- (9) その他入札に関する条件に違反したもの
- (10) 入札書に改ざんされた事項が認められたもの

1 1 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出する前に限り、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退する場合は、速やかに別紙様式5「入札辞退届」を提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

1 2 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 落札者の要件
落札者は、規則第100条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
なお、最高価格以外の者を落札者とすることはない。
- (2) 落札の無効に関する事項
落札者が落札決定の翌日から7日以内に契約を締結しない場合、その落札は無効とする。

1 3 契約及び支払に関する事項

- (1) 契約書の作成
別添契約書（案）に従い、宮城県と落札者が協議の上、契約書を作成する。
- (2) 契約保証金
契約を締結する者は、規則第113条に規定する契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納めなければならない。ただし、規則第114条第1項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 違約金の徴収
宮城県は、落札者又は交渉により契約の相手方となった者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。この場合において、契約希望金額の100分の5に相当する金額の入札保証金を既に宮城県に納めているときは、当該入札保証金を違約金へ充当する。
- (4) 仕様書との関係
仕様書に定める条件又は要件のうち本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、宮城県と落札者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

1 4 その他

- (1) 遵守事項
入札参加者は、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令の各条項、規則の各条項及び物品の調達等に係る競争入札参加心得（平成8年4月1日施行）を遵守しなければならない。
- (2) 不明、錯誤等の無効
入札をした者は、入札後において、入札説明書及び仕様書等の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 苦情申立て
本入札における入札参加資格の審査その他の手続に不服がある者は、宮城県総務部広報課（電話022-211-2283）に対して苦情申立てを行うことができる。